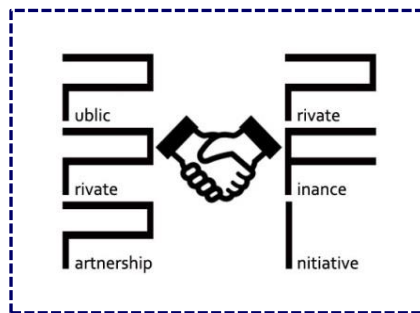


姫路市PPP／PFI手法の導入に関する基本方針



令和8年（2026年）4月改定

姫 路 市

目 次

1	総 則	P 1
2	優先的検討の開始時期	P 4
3	優先的検討の対象とする事業	P 4
4	適切なPPP/PFI手法の選択	P 5
5	簡易な検討	P 6
6	詳細な検討	P 7
7	評価結果の公表	P 7
8	PPP/PFI手法の導入推進に係る取組み	P 9

【様 式】

1	事業概要調書	P 11
2	PPP/PFI手法簡易定量評価調書	P 12
3	PPP/PFI手法簡易定量評価調書【記載の根拠】	P 13
4	PPP/PFI手法簡易定性評価調書	P 14

【参 考】

	PFIの概要	P 15
--	--------	------

姫路市PPP/PFI手法の導入に関する基本方針

1 総 則

(1) 目 的

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要となっている。

このような状況の中、平成27年12月に、国より地方公共団体に対し、これまでのPFI手法に加え、コンセッション（公共施設等運営権方式）、指定管理者制度、包括的民間委託などが追加された「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が通知され、公共施設等の整備及び管理運営に当たっては、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するよう要請があったところである。

本市では、当該指針を踏まえ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様なPPP/PFI手法の導入を検討するための基本方針を定める。

《 PPP/PFI手法 》

- ❖ PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る手法のこと。（PFI、指定管理者制度、包括的民間委託など）
- ❖ PFI (Private Finance Initiative) は、その一類型で、PFI法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

※ PFIの詳細については、15ページの「PFIの概要」を参照のこと。

(2) 定義

本基本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

① PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
② 公共施設等	<p>PFI法第2条第1項に規定する公共施設等</p> <p>第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設 二 庁舎、宿舍その他の公用施設 三 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設 五 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。） 六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの
③ 公共施設整備事業	<p>PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業</p> <p>2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。</p>
④ 利用料金	<p>PFI法第2条第6項に規定する利用料金</p> <p>6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。</p>
⑤ 運営等	PFI法第2条第6項に規定する運営等
⑥ 公共施設等運営権	<p>PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権</p> <p>7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。</p>

⑦ 整備等	建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む
⑧ 優先的検討	本基本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
⑨ 指針	「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和7年度改定版）」（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）

(3) 対象とするPPP/PFI手法

① 公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を行う方式	<p>PFI手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） ▶ BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） ▶ BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） ▶ BT方式（建設 Build-移転 Transfer） ▶ RO方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） <p>※ 公共施設等運営事業（コンセッション）を組み合わせ活用することもある</p> <p>PFI以外の手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） ▶ DB方式（設計 Design-建設 Build）
② 公共施設等の維持管理、運営等を行う方式	<p>PFI手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共施設等運営事業（コンセッション） ▶ O（運営等 Operate）方式 <p>PFI以外の手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理者制度 ▶ 包括的民間委託
③ その他の方式	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公募設置管理制度（Park-PFI） ▶ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。）

2 優先的検討の開始時期

次に掲げる場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合 |
| ② 公共施設等の運営等の見直しを行う場合 |
| ③ その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合 |

3 優先的検討の対象とする事業

(1) 対象事業

次に掲げるいずれかの公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業。

- | |
|---|
| ① 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業
※ 建設、製造又は改修を含むものに限る。 |
| ② 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業
※ 運営等のみを行うものに限る。 |
| ③ 単一分野の公共施設整備事業であって、上記①又は②の事業費基準を満たさない場合においても、分野横断型PPP/PFI ^{*1} 又は広域型PPP/PFI ^{*2} を推進することにより、それを満たす可能性がある公共施設整備事業 |

※ 上記の基準を満たさない事業であっても、公的不動産の利活用（スモールコンセッション^{*3}を推進する事業を含む。）や、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合）で、PPP/PFIの効果が期待できるものについては、導入検討の対象とすることができる。

(2) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- | |
|--|
| ① 既にPPP/PFI手法又は市場化テスト ^{*4} の導入が前提とされている公共施設整備事業 |
| ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業 |
| ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業 |

^{*1} 分野横断型PPP/PFI

複数分野又は複数の公共施設等を一括化して事業化する手法。

^{*2} 広域型PPP/PFI

複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となってPPP/PFI事業を実施する手法。

^{*3} スモールコンセッション

廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模（事業費原則10億円未満程度）なPPP/PFI事業（コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営）を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

^{*4} 市場化テスト

これまで行政のみが運営してきた公共サービスを、民間のサービス事業者を含めた競争入札によって、実施者を決定する仕組みのこと。

4 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討（以下「簡易な検討」という。）又は6の詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

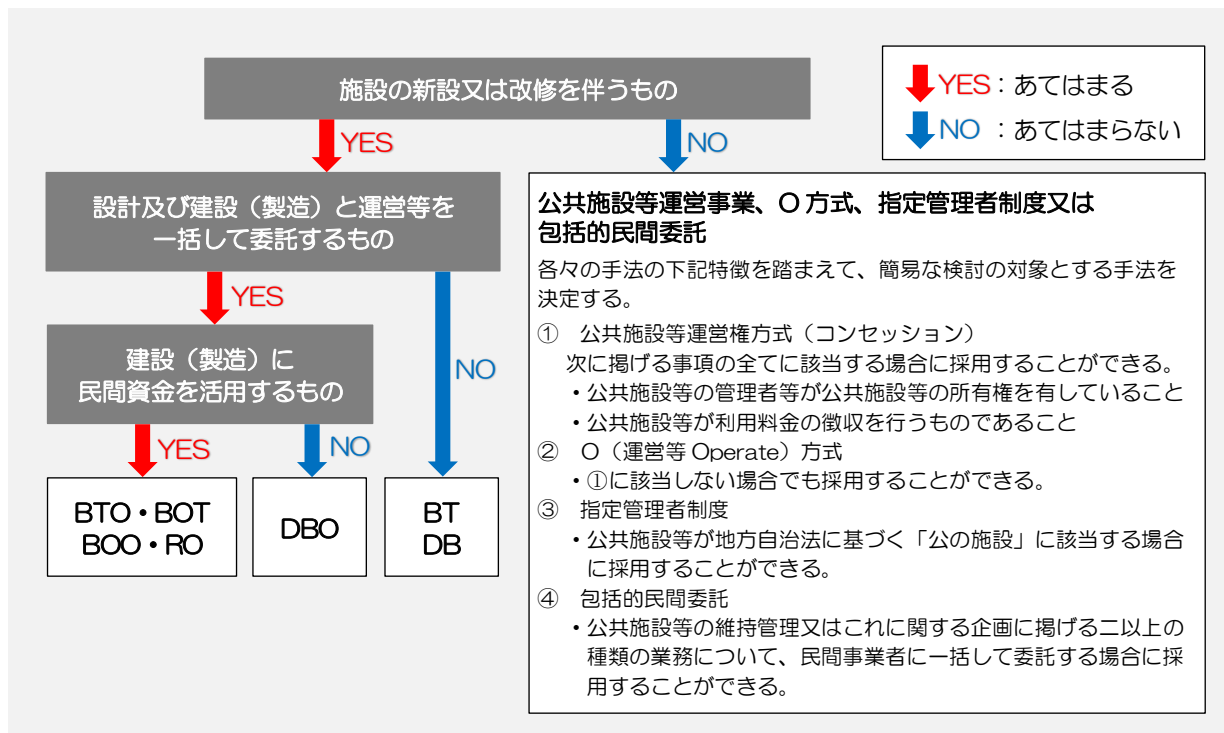
この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

① 指定管理者制度	簡易な検討及び詳細な検討の省略
② 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合	簡易な検討を省略し、 詳細な検討を実施
③ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合	

【採用手法選択のフローチャート】



5 簡易な検討

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、市が自ら評価を行い、採用手法の導入の適否を検討するものである。

これにより、明らかにPPP/PFI手法導入の見込みがない公共施設整備事業についてPPP/PFI手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができる。

(1) 検討手順

事業担当課は、様式1「事業概要調書」等を活用し、事業概要を整理した上で、次の(2)の評価基準に従い、施設マネジメント室と協議の上、定量評価及び定性評価を行う。

その評価結果に基づき、採用手法の導入の適否を検討し、さらに詳細な検討を行うか否かについて、決裁処理により決定する。

なお、検討に当たっては、契約、建設等の関係部局と十分に協議を行うものとする。

(2) 評価基準

① 定量評価（費用総額の比較による評価）

様式2「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」及び様式3「PPP/PFI手法簡易定量評価調書【記載の根拠】」により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較する。

ア	公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
イ	公共施設等の運営等の費用
ウ	民間事業者の適正な利益及び配当
エ	調査に要する費用
オ	資金調達に要する費用
カ	利用料金収入

② 定性評価（多様な効果による評価）

公共サービス水準、経済的価値及び社会的価値の向上の観点から、様式4「PPP/PFI手法簡易定性評価調書」により、次に掲げる採用手法を導入した場合の効果、課題等を評価する。

ア	新たな事業機会の創出
イ	民間需要の喚起
ウ	財政的メリット
エ	事業実施上の課題

(3) 留意事項

PPP/PFI手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、その内容も踏まえるものとする。

6 詳細な検討

詳細な検討とは、簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較するとともに、多様な効果も総合的に勘案し、採用手法の導入の適否を評価するものである。

(1) 検討手順

事業担当課は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより検討を行った評価結果について、施設マネジメント室と協議の上、PPP/PFI検討会議に付議する。

PPP/PFI検討会議は、当該評価結果に基づき、採用手法の導入の適否を判断する。

(2) 評価項目

ア	事業概要・施設概要等の整理
イ	事業スキーム（事業範囲・事業手法・事業類型・事業期間）の検討
ウ	民間事業者への意向調査
エ	事業手法の定量評価（VFM ^{*5} の検証）
オ	事業手法の定性評価
カ	総合評価
キ	今後のスケジュール・検討課題

※ 上記の評価項目は一例であり、個別の事業の特性等に応じて設定すること。

7 評価結果の公表

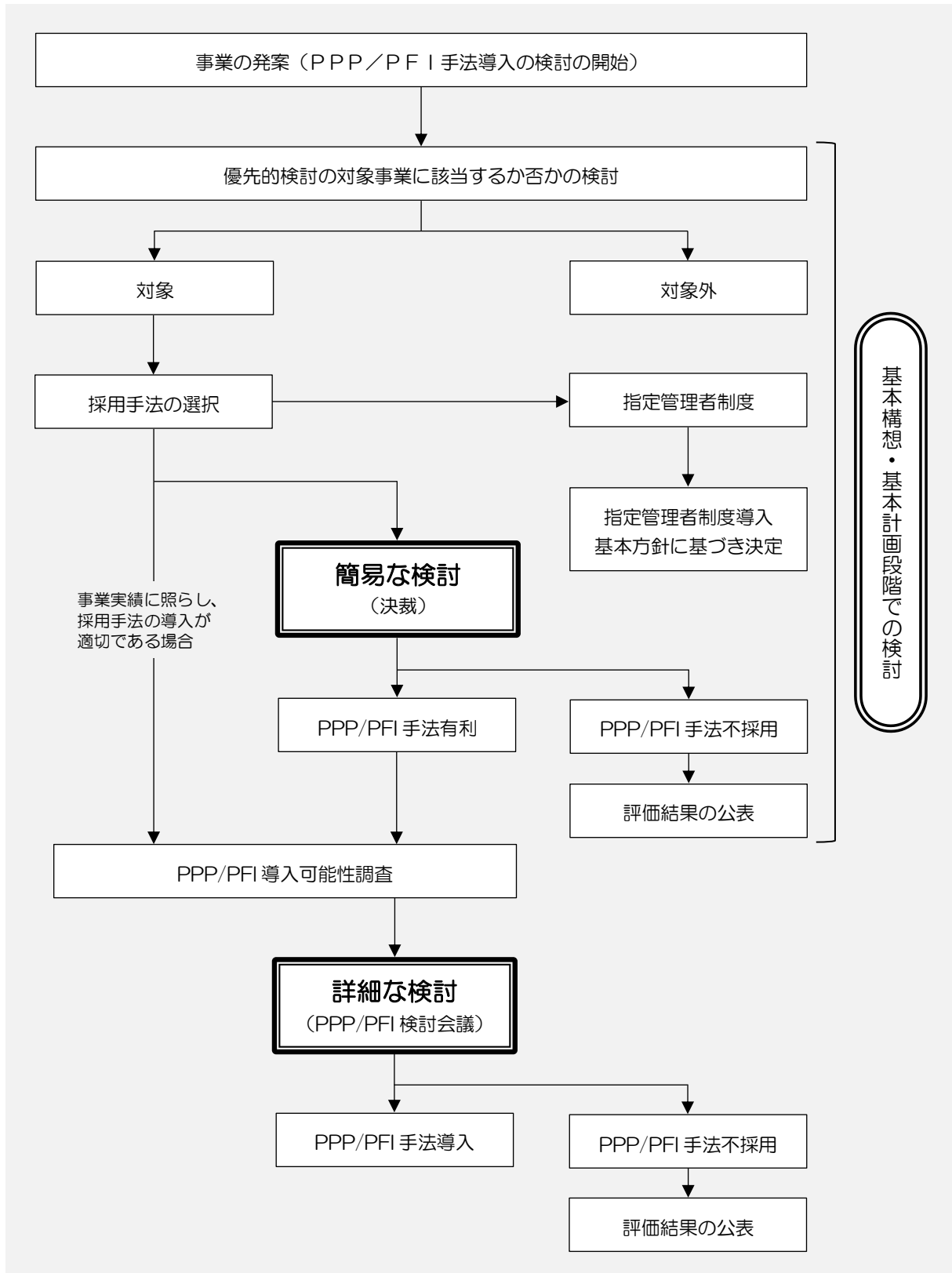
事業担当課は、公共施設整備事業が簡易な検討又は詳細な検討でPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、導入しないこととした旨及び評価の内容を市のホームページ等で公表するものとする。

公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。

^{*5}VFM (Value For Money)

支払いに対して最も価値の高いサービスを提供しようとする考え方のこと。

【多様なPPP/PFI手法を優先的に検討するプロセス概要】



8 PPP/PFI手法の導入推進に係る取組み

(1) 推進に係る庁内体制

① 基本的な考え方

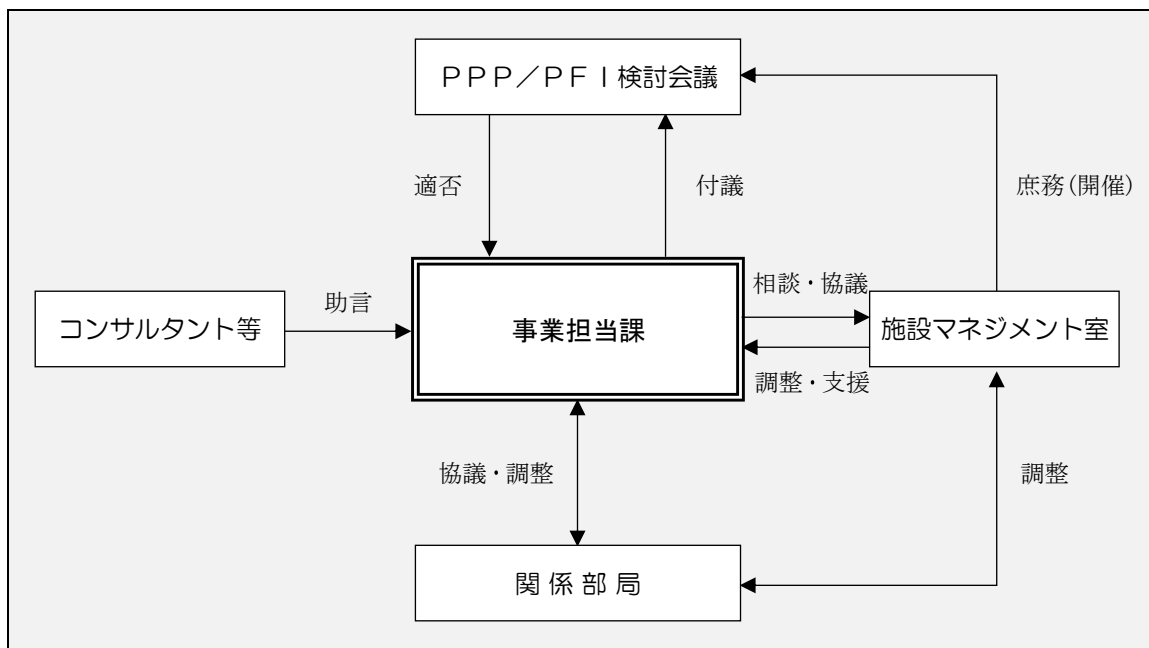
PPP/PFI手法は、他の事業と同様に基本的には事業担当課の発案により検討が開始され、導入の方針決定やその後の手続も事業担当課によって進めることとなる。

しかしながら、PPP/PFI手法の導入の可能性の検討や手続の過程において、財政、財産管理、契約、施設建設などの多様な観点から検討する必要があるため、次に示す庁内体制で取組みを進めることとする。

② 推進体制

PPP/PFI事業の推進に係る庁内体制は次のとおりとする。

事業担当課は事業を推進する直接の役割を担い、施設マネジメント室は庁内の意思決定のための事業担当課への支援及び調整を行う（PPP/PFI検討会議については、別途定める。）。



③ 関係部局との連携

PPP/PFI事業では、VFMの算定等に係るアドバイザー費用など従来型手法では発生しない経費が追加されること、長期間にわたる契約を結ぶことなど、事業担当課においては、適宜、事業検討の初期段階から財政課と十分に協議する必要がある。

また、事業担当課は、公共と民間のリスク分担など、導入の可能性の検討や手続の過程において、契約、建設等の関係部局とも十分に協議を行う必要がある。

(2) 推進に当たっての配慮事項

① 事前の十分な事業評価

事業実施に際しては、当該事業が公共サービスとして必要なものであるか、また当該サービスには長期にわたって普遍的なニーズが存在するかなどの観点から十分に検討を行う。PPP/PFI事業で行うことを理由に、本来、優先して進める必要のない事業を行うことのないよう留意すること。

② 公平性・透明性の確保

事業担当課は、事業の発案から事業手法の選択や事業者選定の進め方など、事業実施の各段階においてできるだけ詳細に公表を行い、公平性や透明性の確保に十分配慮して進めること。

③ 事業の収益性の評価

PPP/PFI手法の導入の際には、財政負担の削減という公共側の視点だけでなく事業の収益性という民間事業者の視点も必要となる。具体的には、サービス対価の考え方やリスク分担等の諸条件の検討においては、民間事業者から見た事業の収益性についても事前に十分な評価を行うこと。

④ 長期にわたる公共の債務負担

サービス購入型^{*6}やジョイントベンチャー型^{*7}等では、契約により公共が長期にわたって債務を負担するため、後年度負担の検討を行うこと。

⑤ 実質公債費比率との関係

PFI事業の債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するものなど公債費に準ずるものは、実質公債費比率の計算の対象となることに留意すること。

⑥ 地域経済活性化の推進

PPP/PFI事業の推進により地域経済の活性化を図るためには、市内企業が様々な形でPPP/PFI事業に参画できるよう機会創出に努めていくことが必要となる。このため、事業者の募集時における参加資格の緩和や事業者の選定時の評価項目の工夫、市内の企業が活用されるよう選定事業者に対する働きかけなどを行うこと。

⑦ 補助金の交付

PPP/PFIの導入する手法によっては、補助金の交付の対象外となってしまうケースがあるため、従来から補助金の交付を受けていた事業について、PPP/PFIを導入することで不利とならないよう十分検討すること。

^{*6} サービス購入型

民間事業者が公共施設等の設計、建設、運営、維持管理等を行い、公共部門がサービスの購入主体となる形態のこと。

^{*7} ジョイントベンチャー型

公共と民間双方の資金を用いて、公共施設等の設計、建設、運営及び維持管理を行い、民間事業者が事業を主導する形態のこと。

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等除く。)費用		
算出根拠 ▶		
運営等費用		
算出根拠 ▶		
利用料金収入		
算出根拠 ▶		
資金調達費用		
算出根拠 ▶		
調査等費用		
算出根拠 ▶		
税金		
算出根拠 ▶		
税引後損益		
算出根拠 ▶		
合 計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
そ の 他 (前提条件等)		

PPP/PFI手法簡易定量評価調書【記載の根拠】

(1) 従来型手法による場合の費用(PSC)の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

PPP/PFI 手法簡易定性評価調書

評価項目		採用手法(候補となる PPP/PFI 手法)	
		評価	理由・内容
新たな 事業機会 の創出	民間事業者による創意工夫の発揮の余地はあるか ◆ 民間ノウハウの活用可能性 ◆ 設計・建設、維持管理・運営の各段階で事業者の工夫の余地		
	民間事業者の参画可能性はあるか ◆ 民間事業者の事業の参画意欲があるか		
	事業の競争性はあるか ◆ 類似実績数 ◆ 参画希望事業者の数		
	民間事業者の参画による事業の質的向上の可能性はあるか		
	公共と民間の間でリスクの明確化及び適切なリスク分担が可能か ◆ 事業計画上、民間との役割分担が明確にできるか ◆ 民間事業者による適切なリスクコントロールが可能か		
	法令上の制約はないか ◆ 民間事業者の参画において、法規制等の制約がないか		
民間需要 の喚起	安定した需要が見込めるか ◆ 将来にわたって安定したサービス需要が見込めるか		
	長期間の契約が可能か		
	収益事業の実施が可能か ◆ 収益事業に対し、利用者・運営者ニーズがあるか		
財政的 メリット	費用の削減もしくは収入の増加が見込めるか ◆ 財政負担上のデメリットがあるか ◆ 補助金等の活用可能性		
	施設の長寿命化、維持管理コストの縮減に寄与するか ◆ 事業期間を超えて、LCC の縮減が見込めるか		
事業実施 上の課題	事業実施に適切な検討時間を確保できるか ◆ 事業開始までに十分な検討期間を確保できるか		
	事業を実施する上で、デメリットとなり得る事項はないか ◆ 著しいデメリットとなり得る事項はないか		

※ 評価欄には、「◎：該当する」、「△：該当するが懸念事項あり」、「×：該当しない・課題あり」のいずれかを記入する。

※ 評価に当たり、参考資料など別途加えることができる。

※ 本調書に記載している項目はあくまで一例であり、個別の事業の特性等に応じて作成すること。

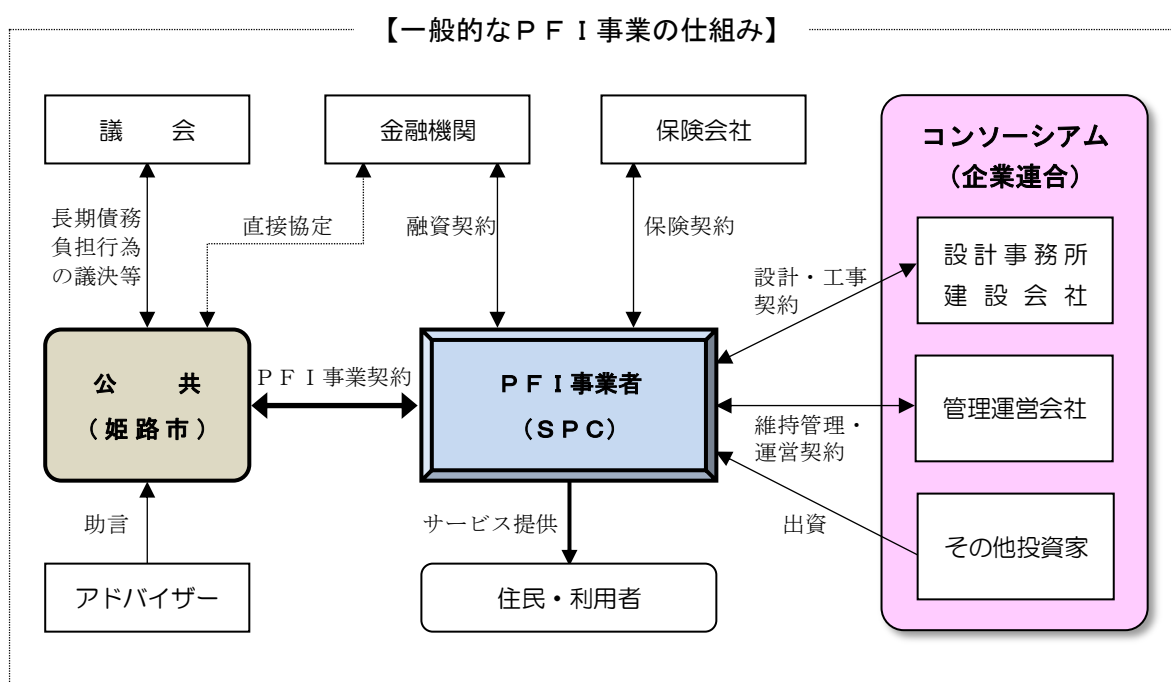
PFIの概要

(1) PFIとは

PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは従来、国や地方公共団体等が行ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体として民間に委ねることによって、公共サービスをより一層効率的かつ効果的に提供しようとする手法である。この手法は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用するとともに、公共が負担していたリスクを民間に適切に移転させることによって、VFM（Value For Money：バリュー・フォー・マネー）の達成を目指すもの。

① PFI事業の構成

PFI事業は、施設の設計、建設、維持管理、運営を含むため、通常、PFI事業に参加する企業は異業種の複数の企業とコンソーシアム（企業連合）を作り、コンソーシアムに参加した企業が出資して「公共」との契約に基づき、実際にPFI事業を遂行するためのSPC（Special Purpose Company：スペシャル・パーパス・カンパニー（特別目的会社））を設立するのが一般的である。SPCは、必要に応じてコンソーシアムに参加している企業と工事請負契約や管理運営などについて個別の契約を結ぶ。公共部門は、この特別目的会社とPFI事業に係る長期の事業契約を締結し、サービスの提供を受けることとなる。



② P F Iにおける事業形態・分類

公共の関与の仕方によって、P F I事業は一般的に3つの形態に区分される。

事業実施においては、それぞれの事業特性・性格や法規制、採算性や民間動向等を十分に踏まえV F Mを実現できる事業スキームを構築することが重要となる。

類 型	サービス購入型
内 容	民間事業者が公共施設等の設計、建設、運営、維持管理等を行い、公共部門がサービスの購入主体となる。民間事業者は公共からの支払いにより投資資金を回収する。
海外事例	一般道路、学校、庁舎、病院、刑務所等
国内事例	大学、衛生研究所、美術館（神奈川県）、小学校（調布市）、浄水場発電施設等（東京都）
関係図	<pre> graph LR Public[公共] -- 料金支払 --> PFI[PFI事業者] PFI -- サービス提供 --> Users[利用者] </pre>

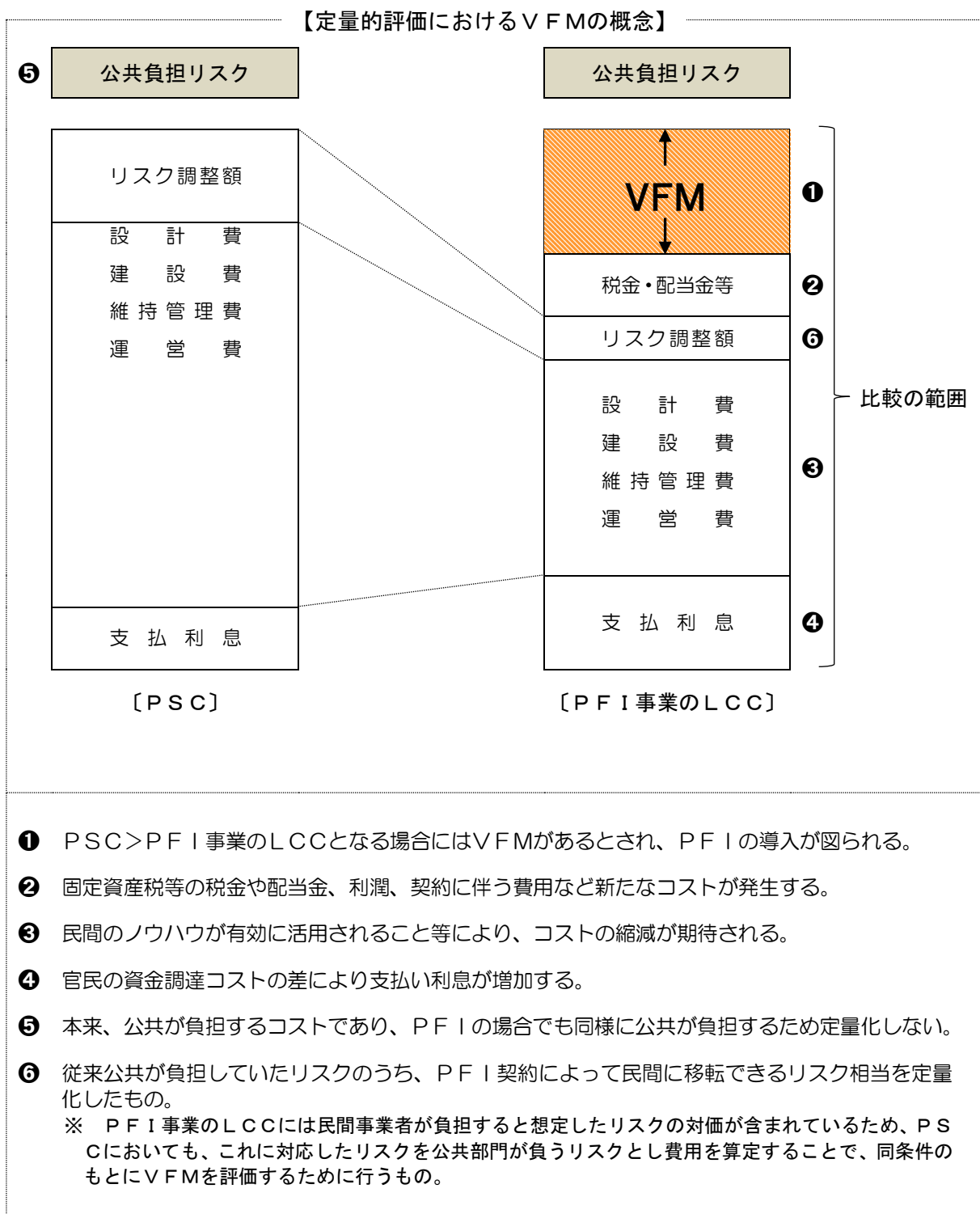
類 型	ジョイントベンチャー型
内 容	公共と民間双方の資金を用いて、公共施設等の設計、建設、運営及び維持管理を行い、民間事業者が事業を主導する。投資資金は利用料金収入、公共部門による料金補助や事業費の一部負担などによって回収する。
海外事例	有料道路、鉄道、病院等
国内事例	宿泊施設（神戸市）、余熱利用施設（福岡市）
関係図	<pre> graph LR Public[公共] -- 補助金等 --> PFI[PFI事業者] PFI -- サービス提供 --> Users[利用者] Users -- 料金支払 --> PFI </pre>

類 型	独立採算型
内 容	民間事業者が公共施設等の設計、建設、運営及び維持管理を行い、投資資金は利用者からの利用料金等によって回収する。
海外事例	有料道路、有料橋、博物館等
国内事例	港湾ターミナル施設（北九州市）、駐車場（大阪府）
関係図	<pre> graph LR Public[公共] -- 事業許可 --> PFI[PFI事業者] PFI -- サービス提供 --> Users[利用者] Users -- 料金支払 --> PFI </pre>

(2) VFMとは

PFIにおける最も重要な概念であり、支払いに対して最も価値の高いサービスを提供しようとする考え方である。

具体的には、事業期間全体を通して公共が直接サービスを提供する場合に公共が負担するコスト（PSC）とPFIを実施した場合に公共が負担するコスト（PFI事業のLCC）を現在価値ベースで比較し、移転したリスクを定量化したものやその他定性評価を加味し、PFIを実施した場合の方が有利であると見込まれる場合にPFIが採用されることになる。



姫路市PPP／PFI手法の導入に関する基本方針

平成29年(2017年) 3月 制定

令和 8年(2026年) 4月 改定

姫路市 政策局 施設マネジメント室

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

TEL : 079-221-2947 / FAX : 079-221-2384

URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000002414.html>

